

テミス通信

第 61 号 / 2023年1月

発行元:佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



門戸厄神東光寺 表門

新年のご挨拶を申し上げます。

2023年(令和5年)のお正月、皆さまいかが過ごされましたか。

今に始まったことではありませんが、カタカナ言葉が多用され、

すぐに分からないことが増えてきました。

自分がそのような立場となって、想像力が大切だと痛感しています。

同じように、お仕事にあっては、

「私たちにできることは何か 伝わる言葉で話せているか 柔らかい心でくみ取れているか」を心にとめて行動することを、年頭の誓いといたします。

おひとりおひとりを思い浮かべながら、

今年最初のテミス通信 第61号をお届けします。

(佐井惠子)

親族の後見人に新たな支援の制度

大阪家庭裁判所では、令和4年2月1日以降に申し立てられた親族を後見人候補者とする申立について、司法書士、弁護士等の専門職が後見人を支援する「総合支援型後見監督人」を選任する運用を始めました。親族後見人選任後9ヶ月を目処に、監督人は、後見人に具体的な日常後見業務や福祉サービスを案内し、裁判所への報告を経験してもらい、後見業務を軌道に乗せた上で辞任するというものです。

後見人選任の申立を検討されている方には、詳しく説明させていただきます。ご相談ください。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

遺言の活用 ~テーマを決めて寄付をする~

日頃、遺言のご相談を受けていますが、その中には、遺産の一部を寄付したいというものがあります。遺贈寄付は海外ではレガシーギフトとも呼ばれています。自分の想いを未来の社会へ伝える選択肢として、日本でも近年注目が集まっています。ふるさと納税など、寄付が身近になってきていることもあるかもしれません。実際に、佐井司法書士法人がどういう流れで寄付をする遺言書を作成しているのか、ご紹介したいと思います。

賛同する団体・活動に財産を遺したい

日本ユニセフ協会、日本赤十字社、国境なき医師団等、寄付先や使途を最初からご自身で決めておられる方については、寄付先のホームページや直接電話をする等して、受け入れの可否と、遺産は現金に限るのかどうか、その他細かな条件、事前の申し出の要否などを確認します。寄付先の登記事項証明書を取り寄せて、情報を調べることは必須です。寄付をすることで、相続人に思わぬ相続税が課税されないかどうかにも気をつけています。

お志を託せる寄付先を探す

具体的な寄付先を決めていないけれども、遺産の一部を社会に役立てたいというご相談には、遺言を作成する方の経歴や社会的関心のあることを伺った上で、公益法人等いくつかある選択肢の中から、その方の希望に添った、ふさわしい使途を実現する寄付先を一緒に検討します。

佐井司法書士法人では、公益財団法人大阪コミュニティ財団(以下「財団」といいます。)に、寄付をするためのお財布となる基金「えがお基金」を作りました。少額ですが毎年寄付を続け、ある程度お金が貯まると、財団が助成先を募集し、基金の中から助成してくれる仕組みです。助成先からは、こういった活動に使いましたという報告書を受け取ります。「基金」は自分で名前をつけることもできます。公益財団ですので、相続税の心配もありません。遺言で財団を寄付先とすることができるので、希望の使途が決まっている方にはお勧めしています。

大阪コミュニティ財団でオリジナルの基金を作る

具体的な取り組みをご紹介しましょう。

- 1. 戦後、幼児教育に力を尽くした方の遺言です。大阪市内のいくつかの区を選んで、公立の保育所に3年間毎年5万円を絵本などの書籍代として寄付をすることができました。財団が窓口となり一連の寄付を手配してくれます。
- 2. 〈青少年の健全育成〉を願って、毎年基金に寄付を継続していた方の遺言です。昨年は、私立中学校の研修旅行で行うクリーンピック(海岸に漂着するゴミを拾い、海洋環境について学び、分別して処理するまでを学習する)の実施費用としてIO万円の助成が行われました。毎年、財団が助成先を募集してアレンジしてくれます。
- 3. 経済的理由で大学進学を諦めることのないようにとの想いから、奨学金を使途とした基金を設立しました。遺言者の指定した大学の学生を対象とし、具体的な希望はなかったので、 奨学金を受け取る学生の人数、学部、支給の方法、金額、年数等の検討や大学との打ち合わせは、全て財団が行ってくれました。

大阪コミュニティ財団 使途の大分類

コミュニティ財団では、下記から自分の考えに沿うテーマを決めます。「えがお基金」の場合「12.社会福祉の増進」の中でも、「子ども、高齢者、障がい者、その他の福祉」に助成しています。

- 1. 医学·医療研究の推進、難病対策·医療患者支援 例えば、難病研究を行う研究者や、患者や患者家族への支援を行う団体へ
- 2. 青少年の健全育成 例えば、子どもの課外活動を主催する団体へ
- 3. 社会教育·学校教育の充実 例えば、教員育成の研究事業、図書等の購入
- 4. 芸術文化の発展·向上 例えば、楽器の購入や展覧会・コンサートの開催
- 多文化共生
 例えば、外国人等への日本語支援事業
- 6. 開発途上国への支援 例えば、貧困国の学校へ学用品の寄贈やストリートチルドレンへの支援事業
- 7.環境の保護·保全例えば、地域の自然保護·育成活動
- 8. 地域社会の活性化 例えば、防災活動や環境美化事業を行う団体へ
- 9. 動物の保護·訓練、支援活動 例えば、保護犬·猫の譲渡会の開催
- 10.健康増進、健康育成の支援 例えば、スポーツ教室の開催
- 11.災害復興活動支援
 例えば、東日本大震災の復興支援、東北のコミュニティプロジェクトへ
- | 12.社会福祉の増進
- |3.奨学金の支給

「えがお基金」では、小分類「子ども、高齢者、障がい者、 その他の福祉」まで決め、具体的な助成先は財団にお任せ しています。毎年、今年はどんな活動に助成されたんだろう?



と、わくわくして報告を待っていますが、前ページの例 I と例3の奨学金のケースは、かなり細かいところまで指定を行いました。例 I では、保育所の数をああでもないこうでもないと足し算しながら助成する区を指定し、全体の寄付金額から金額・年数を逆算して決めました。大きな金額でなくとも、自分のイメージどおりに、自由度が高い寄付を行うことができます。

遺言で寄付をするには、遺言を執行する人を選ぶことや公正証書で遺言の作成をすることが求められています。遺言書の作成にあたっては、遺言者の希望やお気持ちが叶うよう、想定外のことが起きないようにサポートしています。 (佐井恵子)

会社登記簿の記載について令和4年9月から一部改正

会社経営層にも旧氏の利用を促進

昨年9月1日付の法改正で、会社登記簿に利用できる旧氏の範囲が拡大しています。従来は婚姻前の旧氏だけでしたが、養子縁組や離婚により変更する前の氏も対象となります。田中太郎が養子縁組して佐藤太郎に苗字が変わった場合、下記要領で氏を併記することができます。また、従来は役員の就任登記のタイミングを逃すと手続きができなかったのですが、いつでも申出ができるようになったので便利になりました。

従 来	改正	
①婚姻前の旧氏のみ併記可能	①養子縁組前や離婚後婚姻中の旧氏も	
②会社設立、役員変更登記等の限られ	併記も可能	
た場面でのみ旧氏の申出が可能	②いつでも旧氏の申出が可能	

なお、旧姓はあくまで併記ができるだけであり、旧姓のみで記録できるわけではありません。 従来に比べて利用しやすい制度になりましたので是非ご活用ください。

(登記記録の例)			カッコ書きで旧氏を併記		
	役員に関する事項	取締役	田中太郎		
		取締役	佐藤太郎(田中太郎)	氏の記録に関する 申出	
				令和5年1月10日 登記	

会社代表者等の住所非表示への対応

株式会社の場合は代表者の個人住所、有限会社の場合は取締役、監査役全員の個人住所が登記されて公開されることになりますが、住所が明らかにされることで被害を受けるおそれのある方は申出によって、登記上の住所を非表示にすることが可能になりました。

対象者は次のとおりです(申出に当たっては、下記を証明する公的書面を提出します)。

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者であって、 更なる暴力により生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- ② ストーカー規制法に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがある者
- ③ その他これらに準ずる者

登記簿にそもそも代表者の住所を載せて公開する必要性があるのか?という点は、国会でも引き続き議論されています。プライバシー保護の観点からは少なくとも最低限の対応がされた印象の法改正です。

(登記記録の例)

役員に関する事項 東京都千代田区霞が関ー丁目1番1号 代表取締役 司法 祥子

司法祥子

役員に関する事項 商業登記規則第31条の2の規定による措置 代表取締役 司法祥子

(山添健志)

法律の根拠を記載して

住所の記載を伏せます

佐井事務所

スタッフ紹介 テーマ「冬の必需品」



佐井 惠子 司法書士 大判のストール 空気も一緒に包み込む ようにたっぷりと巻く だけで、セーター1枚分の 暖かさをプラスできます。



山添 健志 司法書士 ポタージュスープ 小さく切った食パンを 付けて食べます。 寒い朝にあったまります。



佐井 陽子

事務局

湯たんぽ 手軽で長時間温かく、 最近はかわいい湯たんぽ カバーもあります。 ポリ製よりゴム製派です。



和田 梢 事務局 ハンドクリーム 恐ろしく乾燥するので、 毎年強そうなものを 探しています。

ご近所探訪 ~天満教会・ついに完成、パイプオルガン編~

令和 4 年 10 月 29 日、大阪の魅力ある建築を一斉に無料で公開 する日本最大級の建築イベント「生きた建築ミュージアムフェスティバ

ル大阪(イケフェス大阪)」に参加している日本キリスト教団天満教会へ行ってきました。天満教会は、1879年(明治 12年)建築の歴史的建造物で、その教会にパイプオルガンが設置されると聞いたのが 2019年。途中コロナもありましたが、首を長くして待っていました。



イケフェス当日、パイプオルガンのプチコンサートが行われました。教会の正面アーチに合わせた左右非対称のパイプオルガンは大変珍しいということです。ガルニエ社製で、その姿はとても美しく、また金色の装飾には金沢の金箔が使われています。両手両足を使って1038本のパイプと17のストップレバーを操作してする演奏は音色も一様でなく、大きな管楽器のようでもあり、教会中がパイプオルガンの空気に満たされる感覚でした。演奏が終わると、近くで操作を見せていただ



き、複雑さはピアノの比ではないと感心しました。

今後、様々な機会があることと思いますので、皆様も是非、パイプ オルガンの音色を堪能なさってください。感動します! (佐井惠子)

全日本フィギュアスケート選手権に行きました

令和4年12月22日、所員全員で、全日本フィギュアスケート選手権大会の女子ショートプログラムを観戦してきました。仕事終わりに門真南の東和薬品 RACTAB ドームへ急ぎ、最後の2グループの演技を見ることが出来ました。



氷上を滑る音や、スケート靴のこすれる音、スピード感はもちろんですが、会場で一番驚いたのは、音を細かく拾って演技が構成されていたことでした。テレビでは少しずれて聞こえていたり聞き取れなかった音が、会場では演技とぴたっと合っていて、振り付けやジャンプがより映えて見えました。帰宅してから録画したものを解説付きで見るのも面白かったです。今後も機会があれば是非観戦してみたいです。

離婚後の子どもの親権について パブリックコメント(意見公募手続)

離婚後の子どもの養育制度の見直しという身近なルールの改正について中間試案(甲案、乙案を両論併記)を示し、昨年12月6日より今年2月17日まで広く一般に意見を募集しています。

甲案:父母が離婚をするときは、離婚後の父母双方を親権者と定めることができるというもの。 親権者を父母の一方から他方へ変更できたり、一方から双方へ変更したりできるようにして はどうかという意見や、法改正前に離婚した父母にも適用されるかどうか、更なる検討が 想定されています。

乙案:従来通り、親権者はどちらか一方のみとし、改正はしないというものです。

関心のある方は、法務省 HP より〈「家族法制の見直しに関する中間試案」に関する意見募集〉を ご覧ください。各地の弁護士会、司法書士会などに限らず、個人からも意見を言うことができます。 集まった意見を参考に、さらに法制審議会で改正法案に取りまとめます。 (佐井惠子)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。 沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介いたします。 Beyond 社会労務士法人 香山晃子様、七転八起 岸本正明様、 株式会社神田育種農場 神田稔様、もりた歯科医院 森田和子様・スタッフの皆様、 合田京子様、宮地千恵子様、ありがとうございました! 確かにお預かりしました!

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・昨年 II 月 I9 日(土)に、ご近所の西天満地域センターにおいて大阪公立大学の生田英輔講師による「スワッ!大地震 我が家、我が町はどうなる?」と題した防災のソフト面からのお話を聞く会に参加させていただきました。一番、目からうろこのお話は、「鉄筋コンクリートの建物が壊れると、木造と違い隙間ができないので、身を守るためには、頭を抱えて下向きにうずくまるのではなく、頭を抱えて左か右を下にして丸くなる!」ということ。呼吸できる空間をつくることが肝心なのだそうです。おせち料理のエビではありませんが・・・・。
- ・「ちょっとお話を聞かせていただけませんか」という声かけで、その場に居合わせた一般の方が、深い話を語り出すというNHKの「ドキュメント 72 時間」という番組が好きで、遅い時間でもついつい見てしまいます。急な声かけに、どうしてここまで応えてもらえるの?と思うのですが。以前、司法書士会の家族法研究会のメンバーで、親族後見人の実態調査をしたとき、そういえば皆さん、長時間話して下さいました。知らない人の方が話しやすかったり、聞いて貰いたいことが沢山あったりするのだと思います。
- ・今更かもしれませんが、ワイヤレスイヤホンを使い始めました。とても快適です。ストレスがなさ過ぎて、 していることを忘れてしまった失敗談は山ほどあります。さすがに、NHKが聞いても、話せるレベル ではありませんが・・・(笑) (佐井惠子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。 ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール saikeiko@sai-shihou.jp (変更しました。)

ホームページ https://www.sai-shihou.jp

ブログ http://ameblo.jp/sai-shihou/マイベストプロ大阪 http://mbp-osaka.com/sai-shihou/